

災 害 事 例

工場建屋の梁塗装作業中、 天井クレーンの歩道から墜落

業 種 その他の鉄鋼業
被 害 死亡1名 溶断工

▶ 災害発生状況 ◀

工場に設置されている天井クレーンのガーダ上歩道で、工場内の梁の塗装作業を行っているとき、足をすべらせ歩道端の開口部から6.4メートル下の工場通路上に墜落、頭蓋骨骨折により死亡した。

同工場では通常作業の空き時間を利用して、手際の作業員の手により、工場内外の塗装作業を行っていた。

被災者は、同僚1名とともに、工場内に4基設置されているホイスト式天井クレーンのうち、北東側のクレーン（つり上げ荷重5トン）のガーダ上歩道にあがった。

クレーンガーダはトラス構造で、全長15.28メートル、幅3.03メートル、中央部のホイスト台車横行箇所が全長にわたって0.98メートルの開口部になっており、その東側トラス上に鉄板（幅1.03メートル、中央部は全長にわたり走行駆動軸があり、歩道幅は0.73メートル）が敷かれ、端部前面に高さ86センチの手摺が取付けられたクレーン点検用歩道になっている。

歩道にあがって同僚はクレーン中央部、被災者はクレーン北側の天井梁部の塗装を始めた。数分経過したとき、工場北側方向から「ドーン」という音を同僚が聞き、被災者の作業位置を見たが被災者の姿はなく、同歩道から6.4メートル下の通路上に倒れている被災者を発見した。

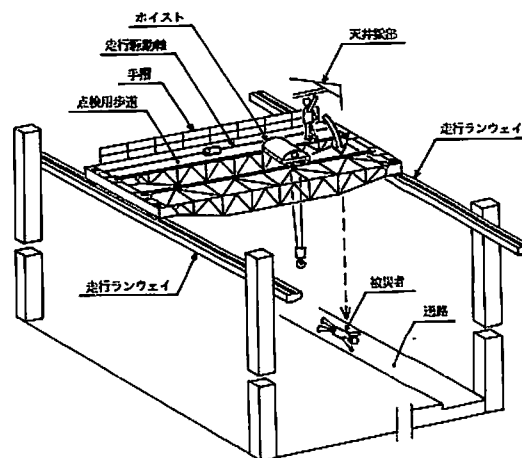
被災者が作業を行っていたクレーンガーダ上歩道には、北側端部（サドル端部）から1.13メートルの地点から約50センチにわたりスリップした痕跡が認められた。

被災者は、作業服上下、保護帽、安全靴を着用していたが、安全帯は着けていなかった。

▶ 災害発生原因 ◀

本災害は、通常作業の空き時間を利用して行っていた非常作業であるが、墜落のおそれがある場所にもかかわらず、墜落防止の措置を講じなかったことに原因がある。

1. クレーンガーダ上歩道は、クレーンの点検整備用であり、これを他の業務に使用させたこと。
2. 高所作業にもかかわらず、被災者が安全帯の使用等墜落事故防止の措置を講じなかったこと。
3. 工場の責任者が安全な作業方法についての指示を行っていないこと。



災害発生状況

▶ 災害防止対策 ◀

同種災害を防止するためには次の対策を講じる必要がある。

1. クレーンガーダ上歩道には、クレーンの点検整備等本来の目的以外には原則として立入らせないこと。
2. クレーンガーダ上で作業を行わせるときは、作業員に安全帯を使用させる等の措置を講じること。
3. 高所作業等の危険業務については、適切な作業方法の検討、作業員の指導態勢の整備を行うとともに、安全衛生教育を実施し、作業員の資質の向上を図ること。